

## 菊陽杉並木公園拡張整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

### 1 趣旨

この実施要項（以下「本要項」という。）は、菊陽杉並木公園拡張整備基本設計業務委託（以下「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。菊陽杉並木公園を拡張整備するにあたり、「アーバンスポーツ施設」及び「町民グラウンド」などを整備し、将来的に「菊陽町総合運動公園」として管理・運営する予定である。特に全国大会や世界大会の誘致が可能なアーバンスポーツ施設（スケートボード等）については、全国的に整備事例が少ないことから、豊かな経験、確かな技術力、関係団体等との調整力、柔軟かつ高度な発想力及び想像力を有する最適な設計者を選定することを目的とする。

### 2 業務概要

業務名：菊陽杉並木公園拡張整備基本設計業務委託

業務内容：別紙仕様書のとおり

業務場所：熊本県菊池郡菊陽町大字原水地内

業務期間：契約締結日の翌日から令和6年5月31日(金)まで

予算限度額：50,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### 3 選定方法

本要項に記載する企画提案書等を求め、提案事業者の経験並びに実施の能力、提案内容及び見積価格を総合的に比較検討し、最適な候補者を本プロポーザルにより選定する。

### 4 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体等の場合は、構成員全員とする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (5) 菊陽町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成8年菊陽町要領第3号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (6) 市町村税等の滞納がないこと。
- (7) この公告日において、九州内に本社又は支店（営業所、事務所含む）を有する者であること。また、日本国内に本社を有する者は、九州内に本社又は支店（営業所、事務所含む）を有する者と共同企業体を形成することを条件として応募することができる。

## 5 応募条件

- (1) 提出書類は、1事業者（共同企業体の構成員を含む。）につき1案とする。
- (2) 共同企業体で応募する場合は、名称を設定し、代表者となる団体等を選定すること。なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。
- (3) 出資比率については共同企業体間において取り決めるものとする。

## 6 現場説明の有無

本プロポーザルに係る現場説明は行わない。応募者が現地確認を行い、町が質問に回答することで必要な説明を行うものとする。

## 7 スケジュール

内容	期日
公募の開始	令和6年1月10日（水）
質問の受付	令和6年1月10日（水）から 令和6年1月25日（木）正午まで
質問に対する回答	令和6年1月29日（月）まで
参加意向申出書の提出期限	令和6年1月30日（火）午後5時まで
企画提案書類の提出期限	令和6年2月9日（金）正午まで
書類審査（一次審査）結果通知 ※参加意向申出者が4者を超える場合のみ	令和6年2月14日（水）
本審査（プレゼンテーションの実施）	令和6年2月19日（月）
審査結果通知	令和6年2月下旬予定
契約予定時期	令和6年2月下旬予定

## 8 本要項及び仕様書に関する質問の受付及び回答

### (1) 受付方法

質問書（様式第10号）により電子メールにて「17 事業担当部署」へ提出すること。なお、必ず電話により受信の確認をすること。

### (2) 受付期間

令和6年1月10日（水）から令和6年1月25日（木）正午まで

### (3) 回答方法

令和6年1月29日（月）までに質問回答書としてとりまとめ、菊陽町ホームページ上に掲載する。なお、回答にあたり、質問をした社名又は名称等は明らかにしない。また、質問内容に事業者が特定されるものがある場合は、回答から除外することがある。

### (4) その他

- ① 上記の受付方法及び受付期間以外の質問は、一切受けつけない。
- ② 回答の内容に疑義がある場合でも、町はそれ以上の質問に回答しない。
- ③ 回答内容は、本要項等の追加または修正とみなす。

## 9 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を提出すること。

なお、期限までに参加意向申出書の提出がない者については、本プロポーザルに参加できない。

提出書類	①参加意向申出書【様式第1号】 ②共同企業体届出書兼委任状【様式第2号】※共同企業体の場合のみ ③会社概要【様式第3号】 ④登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） ⑤滞納のない証明書（所在地において滞納のないことを証する書類） ⑥協力設計事務所等届出書【様式第4号】※必要な場合のみ ⑦業務執行体制表【様式第5号】 ⑧業務実績書【様式第6号】 ⑨予定技術者の経歴調書【様式第7号】
提出期限	令和6年1月30日（火）午後5時まで
提出先 及び 提出方法	持参又は郵送により「17 事業担当部署」へ提出すること。持参の場合 は土日、祝日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。郵 送の場合は、一般書留又は簡易書留により提出期限内に必着のこと。
提出部数	10部（正本1部とし、副本9部は複写で可）

## 10 企画提案書類等の提出

本プロポーザルの参加意向申出を行った者は、次の書類を提出すること。

提出書類	①企画提案提出書【様式第8号】 ②企画提案書【任意様式】 ※ 企画提案書は別紙1に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、以下の ことについて具体的に提案すること。また、用紙の大きさはA4版 を基本とし、文字の大きさは11ポイント以上、表紙及び目次を除き 10頁以内とすること。（文字を補完するための図、写真、イラスト、 イメージ図の使用も可とする。） ・本業務の実施方針、コンセプト ・本業務の各作業事項の実施手法及びスケジュール ・提案する施設配置のレイアウト（案） ・整備後の大会誘致等に係る実現性と根拠 ③見積書【様式第9号】 ④見積内訳書【任意様式】※仕様書「3業務の内容」の（1）～（5） ごと（（1）はさらに施設ごと）に項目分けし、記載すること。
提出期限	令和6年2月9日（金）正午まで
提出先 及び 提出方法	持参又は郵送により「17 事業担当部署」へ提出すること。持参の場合 は土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで（最終日は正午まで） に提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により提出期 限内に必着のこと。
提出部数	10部（正本1部とし、副本9部は複写で可） ※別途提出書類の電子データ（PDF）も電子メールにて提出すること。

### 1 1 書類審査

参加意向申出者が4者を超えるときは、提出のあった書類等により書類審査（一次審査）を行い、プレゼンテーションに進む上位4者を選定する。書類審査（一次審査）をしたときは、選定後速やかに全ての参加意向申出者に結果を電子メールにより通知する。

なお、選定結果に対する質問及び異議申し立てには一切応じない。

参加意向申出者が4者以内の場合、書類審査はプレゼンテーションと併せて実施する。

### 1 2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

実施日時	令和6年2月19日（月） ※実施場所及び開始時間は、別途電子メールにより通知する。
所要時間	・プレゼンテーション 25分以内 ・質疑応答 15分以内
内容	企画提案書の要旨説明、質疑応答 ※プレゼンテーションで使用する資料は、提出された参加意向申出関係書類及び企画提案関係書類の内容とし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。
参加者	3人以内（本業務に携わる予定の管理技術者を含むこと。）
その他	・プレゼンテーションの順番は、企画提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに指定する控室に待機すること。 ・指定した時間に遅れた場合は、失格とする。 ・電子データを使って説明を行う場合、プロジェクター及びスクリーンは本町で用意するが、パソコン等必要機材は持参すること。 ・プレゼンテーションは非公開とする。

### 1 3 審査・評価方法等

審査・評価方法等については、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの実施に当たっては、提案者からの提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる、参加資格、企画提案内容等確認、審査、評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。
- (2) 本プロポーザルの評価検討は、町が別に定める「菊陽杉並木公園拡張整備基本設計委託業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。
- (3) 評価項目及び配点は、別紙1「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を満たしたものの内から最も合計点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、合計点数が同点の者があった場合は、企画提案内容、事業者の実績、業務実施体制、見積価格の順に評価点数を比較するものとし、全ての評価点数が同じ場合は、選定委員会で協議の上、最優秀提案者を決定する。
- (4) 最低基準点は60点×委員数とする。
- (5) 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- (6) 評価結果（最優秀提案者の名称、各提案者の評価点数）については、プレゼンテーション参加者に通知するとともに、菊陽町ホームページに掲載する。

(7) 評価の経緯、結果に関する質問及び異議申し立てには一切応じない。

#### 1 4 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 選定委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- ④ 本要項「2 業務概要」の予算限度額を超える金額で見積書が提案された場合
- ⑤ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑥ 提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- ⑦ その他本実施要項に違反した場合

#### 1 5 契約の協議及び締結

- (1) 本プロポーザルにおいて最優秀提案者に選定された者と協議を行い、見積書を徴取し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) 選定された最優秀提案者が「4 参加資格」の要件を満たさないと判明したとき、又はその他の理由により契約の締結ができない場合は、評価の点数が高かった提案者の順に協議を行うものとする。
- (3) 契約を締結する者は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、菊陽町財務規則（平成18年規則第16号）第84条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

#### 1 6 その他

- (1) 本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本町が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は、原則認めない。
- (4) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する評価、選定、説明、公表等のため必要な場合は、提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類等については、菊陽町情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、取り扱う。
- (6) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (7) 本プロポーザルは最適な設計者を選定するためのものであり、提案内容の履行を保証するものではない。町及び関係者と協議、調整を行い、設計業務を進めること。
- (8) 現地測量業務は別途発注する。
- (9) 参加意向申出書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式第11号】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本町の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

1 7 事業担当部署（問合せ先）

菊陽町教育委員会 施設整備課

〒869-1192

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

TEL：096-232-6500

FAX：096-233-4010

E-mail：[shisetsuseibi@town.kikuyo.lg.jp](mailto:shisetsuseibi@town.kikuyo.lg.jp)

別紙1 評価項目及び配点

	評価項目	評価基準	配点
書類審査	業務実施体制 (20点)	・同種・類似業務実績を有している者や、有効な資格保有者、十分な経験を有する者を配置するなど、適正な人員体制であるか。	20
	事業者の実績 (20点)	・アーバンスポーツ施設整備に関する同種・類似業務を受託した実績があるか。	20
	見積価格 (5点)	・見積価格は適正に算定されているか。	5
プレゼンテーション	企画提案内容 (55点)	・半導体企業の立地等に伴う経済発展や人口増加が進む菊陽町における本業務実施の目的、条件、趣旨を正しく理解し、その実現に有効な方針、コンセプトが示されているか。	20
		・業務量を把握し、業務実施手順及びスケジュールは妥当であるか。	10
		・計画地の現況、地域特性などが適切に整理され、有効な施設レイアウトが提案できているか。	10
		・アーバンスポーツ(スケートボード等)の全国大会や世界大会誘致が実現可能な具体的な提案、根拠が示されているか。	15

満点：100

※ 配点審査基準

- 非常に優れている・・・(配点×1.0)
- 優れている・・・(配点×0.8)
- 普通・・・(配点×0.5)
- やや劣る・・・(配点×0.3)
- 劣る・・・(配点×0.1)
- 提案、具体性がない・・・(配点×0.0)